

公告

令和6年10月4日

山梨県健康管理事業団 理事長 鈴木昌則

公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、下記のとおり必要書類を提出してください。

記

1 公募型プロポーザルに付す事項

(1) 業務名

健診システム開発業務

(2) 業務内容

別紙「健診システム開発業務内容」(様式7)のとおり

(3) 業務期間

契約締結の日から令和8年2月28日まで

2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件

プロポーザルの提案資格は、プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続き開始の申立てがなされていない者及び民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に基づき再生手続き開始の申立てがなされていない者。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という)でないこと、または法人にあっては、その役員が暴力団員でないこと。

(4) 本件業務が実施できる体制が整えられていること。

3 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒400-0034

山梨県甲府市宝1丁目4-16 公益財団法人 山梨県健康管理事業団 情報管理課

電話：055-225-2801

ファックス：055-225-2809

電子メールアドレス：system01@y-kenkou.or.jp

(2) 実施要領等の入手方法

下記ホームページからダウンロードすること。

山梨県健康管理事業団ホームページ :

<http://www.y-kenkou.or.jp/replace2024.html>

(3) プロポーザル参加意向申出書

ア 提出期限

令和6年10月22日(火)午後5時必着

イ 提出先

(1)に同じ

ウ 提出部数

1部

エ 提出方法

郵送(書留郵便に限る)

オ 提案資格

提案資格確認後、「提案資格確認結果通知書(様式4)」により、提案書等の提出等について通知する。

(4) 提案書等の提出

ア 提出期限

令和6年11月14日(木)午後5時必着

イ 提出先

(1)に同じ

ウ 提出部数

提案書10部(正本1部、副本9部)

併せて電子データ(CD-RまたはDVD-Rを1枚)も提出すること。

エ 提出方法

原則、ゆうパックや宅配便等による直接受け渡しが必要のない方法での提出とする。

4 評価の手續及び契約候補者の選定

提出された提案書等(以下、3 参加手續(3)、(4)による提出物をいう。)について、「健診システム開発業務プロポーザル評価委員会」において下記のように評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手續を行う。

(1) 第一次審査(機能要件評価)

提案者が多数の場合には、第二次審査対象者を3者に絞り込むものとする。

(2) 第二次審査(提案書評価)

提案書内容の確認のため、以下のとおりプレゼンテーションにおける審査を実施する。

ア 日程

令和6年12月9日(月)~12日(木)の各者同一日内で実施(後日対象者に通知)

イ 持ち時間

1者あたり30分を予定

5 注意事項

- (1) 提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は返却しない。
- (3) 次に該当する提案は、無効とする。

- ア 本公告に示した提案資格を有しない者の提案
- イ 提案書等に虚偽の記載、記録をした者の提案
- ウ 提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案
- エ 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び、通貨及び単位、日本語及び、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) その他詳細は、「健診システム開発業務プロポーザル実施要領」による。